

令和 7 年 6 月 定例議会

全 員 協 議 会 資 料

令和 7 年 5 月 2 6 日開催

目 次

(頁)

1. 提出案件数一覧表	3
2. 提出議案一覧表	4
3. 条例案件	5
4. 単行案件	1 0
5. 補正予算	2 0
6. 諮問案件	3 4

提出案件数一覧表

区 分	件 数
1 条 例	3（一部改正 3）
2 単 行	5
3 補正予算	2 （一般会計 1、特別会計 1）
4 諮 問	1
5 報 告	6
計	1 7

※ 上記のほか、次の案件について追加提案を予定

- ① 高規格救急自動車の取得
- ② （関係法律が成立した場合、）選挙関連事務に従事する者の報酬の額を改定するための条例改正とその補正予算

令和 7 年 6 月定例議会 提出議案一覧表

令和 7 年 6 月 2 日

第 4 0 号議案	犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 4 1 号議案	犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について
第 4 2 号議案	犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第 4 3 号議案	工事請負契約の締結について（羽黒中央公園多目的スポーツ広場人工芝張替工事（完全週休 2 日制））
第 4 4 号議案	工事請負契約の変更について（犬山南小学校長寿命化改良工事）
第 4 5 号議案	調停の申立てについて
第 4 6 号議案	市道路線の認定について
第 4 7 号議案	犬山市土地開発公社定款の変更について
第 4 8 号議案	令和 7 年度犬山市一般会計補正予算（第 2 号）
第 4 9 号議案	令和 7 年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について
報告第 1 号	令和 6 年度犬山市一般会計予算継続費繰越計算書について
報告第 2 号	令和 6 年度犬山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
報告第 3 号	令和 6 年度犬山市水道事業会計予算繰越計算書について
報告第 4 号	令和 6 年度犬山市下水道事業会計予算繰越計算書について
報告第 5 号	令和 6 年度犬山市土地開発公社決算について
報告第 6 号	令和 7 年度犬山市土地開発公社事業計画、予算等について

《一部改正》

- 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（第４０号議案）

【趣旨】

国の定める基準（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

- ※１ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）
- ２ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）

【内容】

家庭的保育事業等を実施する事業所を増やすことによる待機児童の解消、地域の子育て支援機能の維持及び確保を目的として上記の基準が見直されたことを受け、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）に関する次の事項について基準と同様の改正を行う。

①経過措置の延長

家庭的保育事業所等の卒園後等の受け皿となる連携施設（保育所や幼稚園など）の確保義務について、連携施設の確保が著しく困難であり、また、必要かつ適切な支援ができると市長が認める場合には、連携施設の確保を不要とする経過措置を令和１１年度までの５年間延長する。

②保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の見直し

- ・保育内容支援（集団保育を体験させる機会の設定や家庭的保育事業所等に対する相談、助言など）を行う連携施設の確保義務について、一定の要件を満たす場合には、保育内容支援に関する連携施設の確保を不要とすることができる規定を新たに追加する。
- ・代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気などにより保育を提供することができない場合におけるこれに代わる保育）を行う連携施設の確保義務について、代替保育に関する連携施設の確保を不要とすることができる要件を追加する。

※ 現在、市内で家庭的保育事業等を実施する事業者はなし。

（次ページにつづく）

※ 家庭的保育事業等とは・・・

原則 3 歳未満の子どもを保育する事業を行う者で、同事業には、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の 4 つの事業類型がある。

（市町村のニーズに応じて 3 歳以上児の受入れも可能）

【施行日】

公布の日

《一部改正》

- 犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について（第 4 1 号議案）

【趣旨】

国の政令（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）

【内容】

引用する条文に条ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（第４２号議案）

【趣旨】

国の政令（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和３１年政令第３３５号）

【内容】

非常勤の消防団員や水防団員、消防作業に従事した者などに対する損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及びその加算額を次のとおり改定する。

①補償基礎額

・消防団員及び水防団員

階級	勤務年数		
	１０年未満	１０年以上 ２０年未満	２０年以上
団長 副団長	１２，５００円 ↓ <u>１２，９００円</u>	１３，３５０円 ↓ <u>１３，７００円</u>	１４，２００円 ↓ <u>１４，５００円</u>
分団長 副分団長	１０，８００円 ↓ <u>１１，３００円</u>	１１，６５０円 ↓ <u>１２，１００円</u>	１２，５００円 ↓ <u>１２，９００円</u>
部長 班長 団員	９，１００円 ↓ <u>９，７００円</u>	９，９５０円 ↓ <u>１０，５００円</u>	１０，８００円 ↓ <u>１１，３００円</u>

・火災現場付近にいて応急消火に協力した人、事故現場付近で応急手当をした人など

改正前 ９，１００円から１４，２００円まで

↓

改正後 ９，７００円から１４，５００円まで

（次ページにつづく）

②上記①の者に扶養親族がある場合における補償基礎額の加算額

扶養 親族	配偶者 ※1	子 ※2	孫 ※2	父母・祖父母 ※3	弟妹 ※2	重度心身 障害者
加算額	217円 ↓ <u>100円</u>	333円 ↓ <u>383円</u>	217円 ↓ (改定なし)			

※1 事実婚を含む。

※2 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

※3 60歳以上の者

【その他】

- ・現在、この損害補償を受けている者はいないため、改正による影響なし。
- ・当市では、非常勤消防団員が非常勤水防団員を兼務している。

【施行日】

公布の日

《工事請負契約の締結》

- 工事請負契約の締結について（羽黒中央公園多目的スポーツ広場人工芝張替工事（完全週休2日制））（第43号議案）

【趣旨】

羽黒中央公園多目的スポーツ広場人工芝張替工事（完全週休2日制）に係る請負契約を締結するもの。

【内容】

犬山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

- 工 事 名 羽黒中央公園多目的スポーツ広場人工芝張替工事
(完全週休2日制)

- 請負契約金額 金185,680,000円

- 受 注 者 勝建設株式会社

- 契約の方法 事後審査型一般競争入札

- 執行年月日 令和7年5月14日（落札者決定日）

- 入札参加者 9者

- 工事概要 敷地面積 9,600㎡

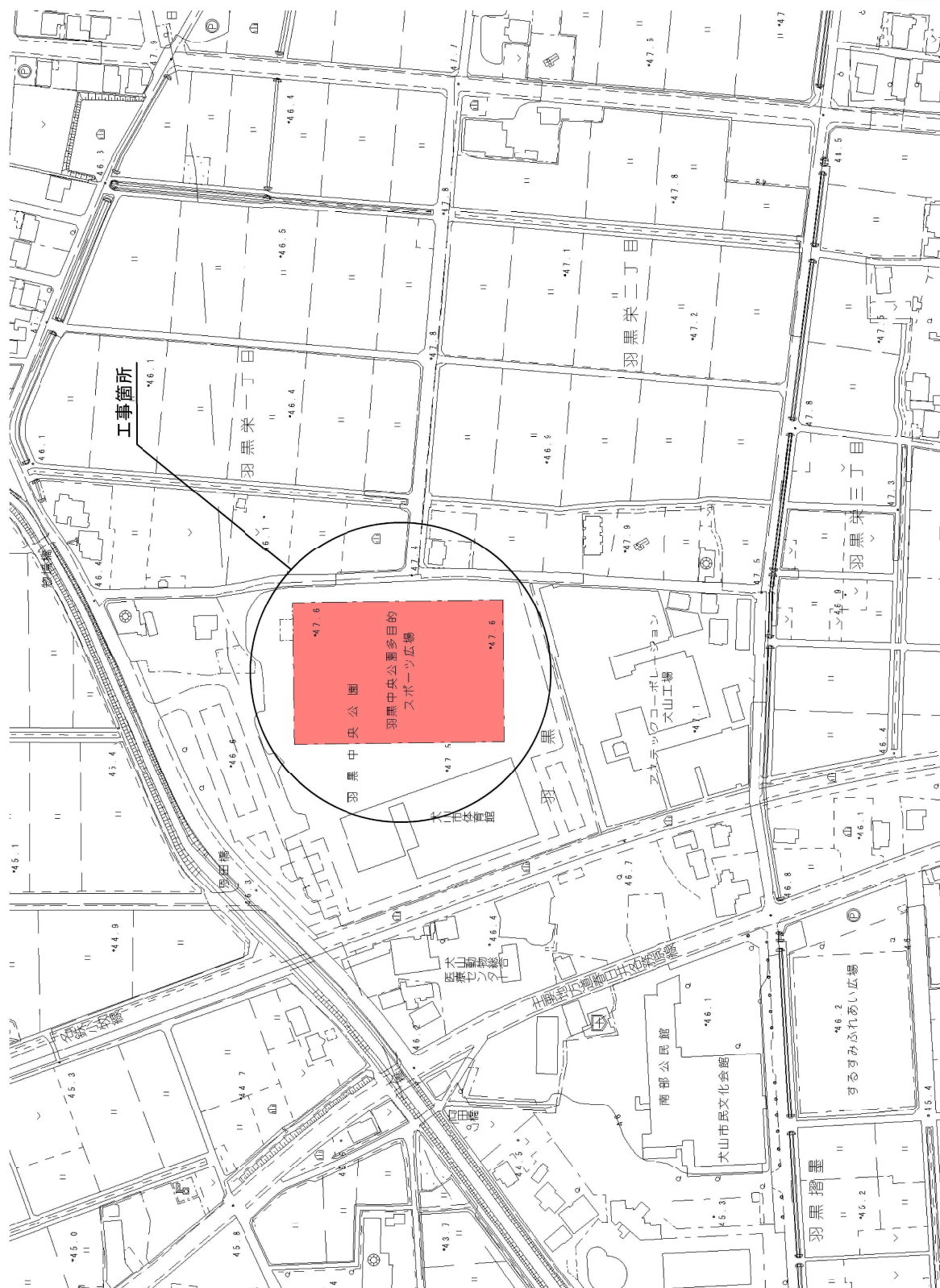
主な工事概要

- ・既設人工芝撤去
- ・既設アンダーパッド撤去
- ・人工芝敷設
- ・アンダーパッド設置
- ・コートライン敷設

【概略スケジュール】

- ・多目的スポーツ広場利用停止 令和7年9月中旬
- ・工事着手 令和7年9月中旬
- ・工事完了 令和7年11月14日
- ・供用開始 令和7年12月1日

24

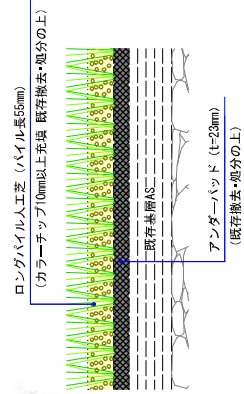


二	事 名	羽黒中央公園多目的スポーツ広場 道路等の名称	位置図	1:2500	図面番号	1	大山市教育委員会 スポーツ交流課
三	事 名	羽黒中央公園多目的スポーツ広場 工事箇所	位置図	1:2500	図面番号	1	大山市教育委員会 スポーツ交流課

計画平面図 S=1:300



人工芝張替 詳細図 S=1/3



工事名	羽黒中央公園多目的スポーツ広場人工芝張替工事
施設等の名称	羽黒中央公園多目的スポーツ広場
工事場所	大山市大字羽黒字竹ノ郷地内
図面名称	計画平面図
縮尺	1:300 (A1)
図面番号	2
作成者	大山市教育委員会 スポーツ交流課

《工事請負契約の変更》

- 工事請負契約の変更について（犬山南小学校長寿命化改良工事）（第44号議案）

【趣旨】

犬山南小学校長寿命化改良工事について、請負契約金額を変更するもの。

【内容】

令和6年5月開会議会において議決を得た工事請負契約について、変更契約を締結するため、議会の議決を求めるもの。

○工 事 名 犬山南小学校長寿命化改良工事

○受 注 者 青協・名稲特定建設工事共同企業体

○議決を得た契約金額 1, 126, 950, 000円

○市長の専決処分による請負契約金額の変更

変更後契約金額

1回目：1, 127, 165, 600円（215, 600円増額）

2回目：1, 123, 873, 300円（3, 292, 300円減額）

3回目：1, 127, 597, 900円（3, 724, 600円増額）

○今回議決を求める請負契約金額の変更

変更後契約金額

1, 138, 254, 700円（10, 656, 800円増額）

○変更内容

1. 地域・職員用玄関及び倉庫のレイアウト変更及び地域ギャラリーの床仕様変更
2. 空調集中リモコンを既設流用から新設へ変更
3. 外部アルミ製建具のガラス固定用パッキンの撤去及びシーリング打ち替え
4. 空調室外機GHP2の仮置き設置位置変更及び冷媒管・電気配線経路変更
5. 配膳室の木製建具扉更新
6. 西側2階トイレの洋便器便座を温水洗浄便座付に変更
7. 職員室、校長室、放送室、保健室への換気扇新設
8. 特別支援教室及び通級教室の可動式ロッカーの設置
9. エレベーターピット内及び配膳室のコンセント及び電気配線の増設
10. 1階及び2階廊下部分の弱電配管の迂回及び新設
11. 屋外投光器の屋外スイッチ新設
12. 電気引き込み柱からキュービクル間のハンドホルの取り止め
13. 受水槽設備電気配線の経路及び数量変更

「犬山南小学校長寿命化改良工事」第4回変更契約 設計変更項目一覧

NO	項目	増額・減額の区分	直工費
1	地域・職員玄関の下足入れの設置スペースが20足分しかないため、倉庫を取り止め、玄関レイアウトを変更し、80足分（教師約50足、地域30足）の下足入れを設置する。併せて地域ギャラリーの床の仕様をフローリングから長尺塩ビシートへ変更する。	減額	▲ 781,495
2	既設空調集中リモコン流用の計画を新設リモコンに変更。そのことに伴う調整費及び集中リモコンと室内機をつなぐ配線の増設（310m）。	増額	1,062,070
3	外部アルミサッシのガラスが落下する可能性があるため、ガラス止めパッキン撤去及びシーリング打ち替え（1628m）を行う。併せてガラスの割れ替え（5枚）を行う。	増額	2,999,314
4	空調室外機GHP2（2台）の仮置き場を南舎北側の地上部分から南舎と北舎をつなぐ渡り廊下の屋上へ変更する。併せて冷媒配管、電気配線の経路及び数量を変更する。GHP1については計画の位置で設置する。	増額	1,745,510
5	配膳室の木製建具扉の更新（W1200×H2000開き戸 3か所、強化ガラス 厚4mm）。	増額	840,000
6	西側2階トイレ洋便器の暖房便座を男女1台ずつ温水洗浄便座に変更する。	増額	96,000
7	職員室、校長室、放送室、保健室に有圧換気扇を6台設置。併せて外部アルミ製建具のガラスをアルミパネルに変更。	増額	1,347,990
8	特別支援教室及び通級教室へ可動式ロッカー（W800mm×H1000mm×D450mm）を6台設置。	増額	2,226,000
9	エレベーターピット内に照明用コンセント1個と電気配線を増設。各階の配膳室にコンセントを1個増設	増額	95,160
10	2階職員室前廊下に設置する計画のコンクリート製構造壁への干渉を避けるため、電気配管を迂回。1階保健室のセキュリティ用の電気配管を増設	増額	123,770
11	屋上に設置してある投光器の屋外用スイッチを1台増設。	増額	53,590
12	電気引き込み柱からキュービクル間のハンドホール2台を取り止め。	減額	▲ 612,020
13	受水槽設備用電気配線をメーカー仕様に合わせ新設する。	増額	128,871

※ 上記の金額に共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）を加算し、落札率をかけた金額に消費税がかかった金額が下記の金額になります。

変更による第4回変更契約金額の増減額	10,656,800
変更後契約額	1,138,254,700

《調停の申立て》

○ 調停の申立てについて（第４５号議案）

【趣旨】

当市が所有管理する公園「みどりヶ丘ちびっこ広場」に隣接する土地「犬山市大字羽黒字堂ヶ洞２０番１５７」にある樹木が、令和４年８月１８日（木）公園側に倒れ、囲いフェンス及び公園照明灯の支柱を損壊する事故が発生した。

本件事故により損壊した囲いフェンス及び公園照明灯の修繕を相手方に求めるため、「名古屋簡易裁判所」へ調停の申立てをすることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【内容等】

事故発生後から、倒れた樹木の土地の所有者に対して、フェンス損壊箇所と公園照明灯の修繕について現地立会を行い、再三の修繕依頼をしてきた。

当初は修繕内容について協議に応じていたが、令和５年９月頃より、倒木した樹木を所有する当事者として瑕疵責任は無く、修繕を行う意思がないことを主張している。

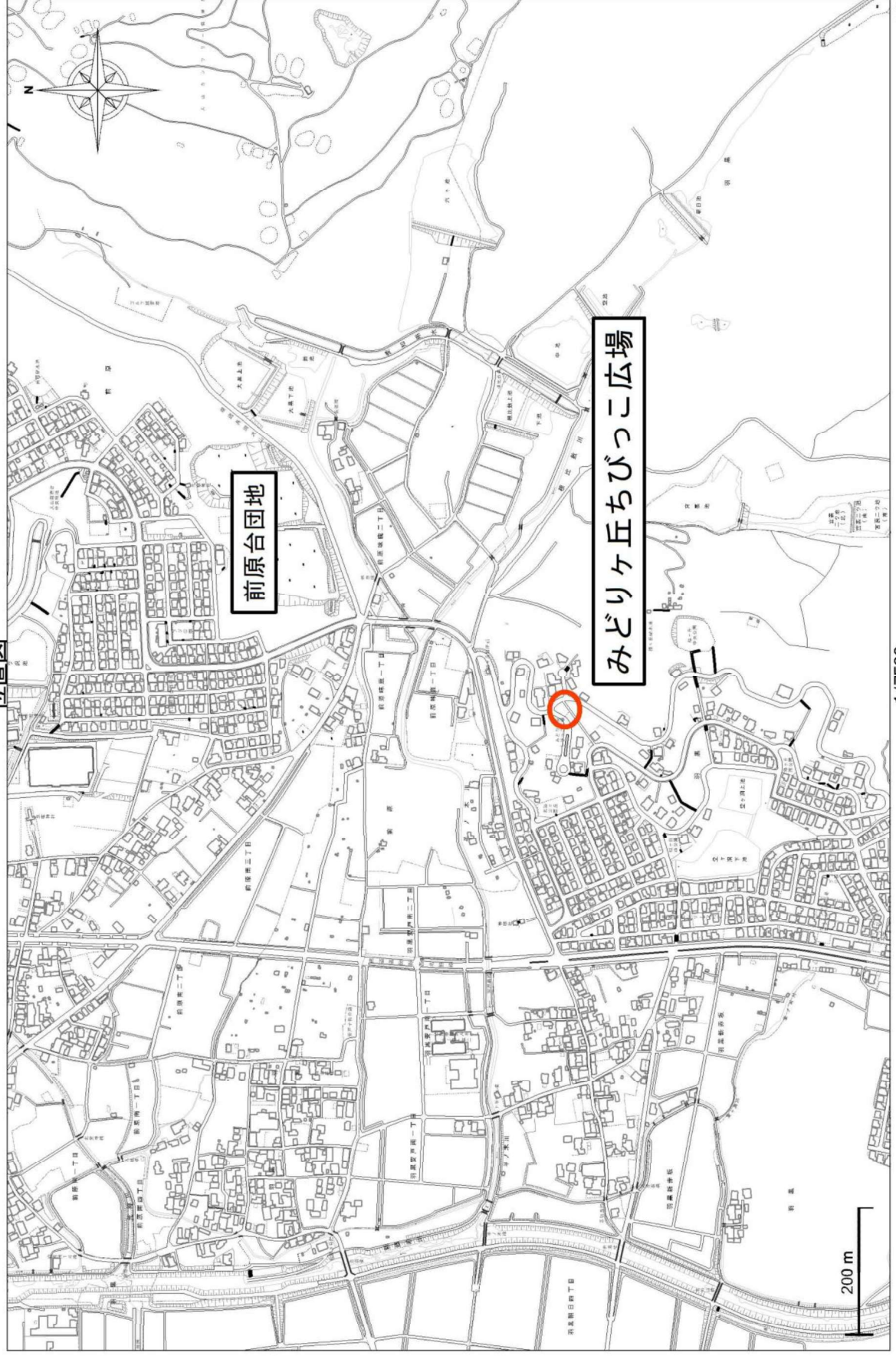
当市は、樹木が倒木する危険があることを指摘しており、相手方には瑕疵があり損害賠償責任が認められると判断している。

加えて、「令和７年８月１７日」をもって、消滅時効の期間である３年を経過するため、今回の調停の申立ては、消滅時効を止めることも目的の１つである。

【概略スケジュール】

- | | |
|------------|--------------|
| ・令和７年６月下旬 | 調停申立書を裁判所に提出 |
| ・令和７年７月～９月 | 調停 |
| ・令和７年１０月 | 調停の成立又は不成立 |

位置図



1/7500

1/1

施設の状況

令和4年8月18日（木）に発生した倒木事故による公園施設の被害状況



令和7年5月13日（火）現在も修繕がされていない状況



《定款の変更》

○ 犬山市土地開発公社定款の変更について（第47号議案）

【趣旨】

犬山市土地開発公社の役員の人数を減員するために必要となる犬山市土地開発公社定款の変更にあたり、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第14条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【内容】

犬山市土地開発公社の役員である理事の人数を減員するため、定数を次のとおり変更する。

変更前 8人以上12人以内

↓

変更後 12人以内

【背景】

令和6年4月5日付け6犬議第21号にて犬山市議会議長より、犬山市土地開発公社の役員に就任している議員の人数を現状の6名から3名に減員するよう申入れがあった。

犬山市土地開発公社理事会内での調整の後、市長との協議を経て、現状14名（議員：6名、市職員：8名）の役員人数を8名（議員：3名、市職員：5名）に減員する方針とした。

減員後の理事6名とした場合、定款に定める理事の定数「8人以上12人以内」の下限に抵触するため、定款を変更する。

＜役員の内訳＞

現 状 理事：12名、監事：2名

↓

方 針 理事： 6名、監事：2名

【その他】

定款の変更については、令和7年3月21日開催の犬山市土地開発公社理事会で可決されており、今後、議会の議決を経て、愛知県知事の認可を受けたのち、その効力を生じる。

【施行日】

愛知県知事の認可の日（令和7年7月中を予定）

令和7年6月定例議会 会計別補正予算額一覧表

(単位：千円)

会計名		当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額	補正後の 予算額
				第2号	
一般会計		30,979,234	31,000,129	28,618	31,028,747
特別 会計	国民健康保険 特別会計	6,668,427	6,668,427	8,338	6,676,765
	犬山城費 特別会計	324,802	324,802		324,802
	木曾川うかい 事業費特別会計	65,658	65,658		65,658
	介護保険 特別会計	5,639,051	5,639,051		5,639,051
	後期高齢者医療 特別会計	1,844,182	1,844,182		1,844,182
	小計	14,542,120	14,542,120	8,338	14,550,458
企業 会計	水道事業会計	1,810,198	1,810,198		1,810,198
	下水道事業会計	4,031,650	4,031,650		4,031,650
	小計	5,841,848	5,841,848		5,841,848
合計		51,363,202	51,384,097	36,956	51,421,053

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
一般会計	経営改善課	19	2	1	1	繰入金	基金繰入金	財政調整基金繰入金	財源調整	1, 560, 208	13, 225

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
一般会計	福祉課	15	2	2	3	国庫支出金	国庫補助金	生活困窮者就労準備支援事業費等 国庫補助金	事業費の５０％を補填	6,816	935
一般会計	子育て支援課	15	2	2	2	国庫支出金	国庫補助金	次世代育成支援対策施設整備交付 金	事業費の６６％を補填	10,266	482
一般会計	学校教育課	16	3	5	1	県支出金	県委託金	地域スポーツクラブ活動体制整備 事業県委託金	対象事業費の１００％を補填	0	9,122
国民健康保険特 別会計	保険年金課	3	1	4	1	国庫支出金	国庫補助金	子ども・子育て支援事業費補助金	事業費の１００％を補填	0	8,338

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
一般会計	都市計画課	15	2	4	2	国庫支出金	国庫補助金	社会資本整備総合交付金	事業費の５０％を補填	67,262	2,500
一般会計	都市計画課	16	2	6	1	県支出金	県補助金	木造住宅耐震改修費県補助金	事業費の２５％を補填	4,225	1,250
一般会計	環境課	19	2	7	1	繰入金	基金繰入金	環境保全基金繰入金	財源調整	1,100	225
一般会計	産業課	16	2	4	1	県支出金	県補助金	経営体育成支援事業費県補助金	事業費の１００％を補填	0	879

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
一般会計	企画広報課	2	1	9	総務費	総務管理費	文書広報費	広報広聴事務	広報誌の誌面レイアウト 校正用ソフトウェアの購 入費の計上	4,437	267	0	267
一般会計	総務課	2	1	1	総務費	総務管理費	一般管理費	人事管理	子ども・子育て支援金制 度の開始に伴うシステム 改修経費の計上	13,646	2,420	0	2,420
一般会計	情報政策課	2	1	12	総務費	総務管理費	情報システム管 理費	情報システム運用 管理	ガバメントクラウドの契 約方式の変更による使用 料の増額	390,397	1,701	0	1,701
一般会計	消防総務課	8	1	3	消防費	消防費	消防施設費	消防庁舎等管繕	消防団の駐車場のフェン ス、区画線、防護柵の整 備の経費の計上	4,684	2,122	0	2,122

※ 人件費のみの補正は、本表に記載していない。

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
一般会計	福祉課	3	3	1	民生費	生活保護費	生活保護総務費	生活保護総務事務	システム改修費の計上及びガバメントクラウドの契約方式の変更による使用料の減額	11,543	169	935	△ 766
一般会計	子育て支援課	3	2	1	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	地域子育て支援拠点	国庫補助金の制度改正による補助金の増額	20,307	723	482	241
一般会計	学校教育課	9	1	2	教育費	教育総務費	事務局費	学校教育一般管理	地域スポーツクラブ活動体制整備事業県委託金の交付額変更による増額	17,412	38	125	△ 87
一般会計	学校教育課	9	3	2	教育費	中学校費	教育振興費	中学校部活動		9,752	4,755	5,463	△ 708
国民健康保険 特別会計	保険年金課	1	1	1	総務費	総務管理費	一般管理費	一般管理	子ども・子育て支援金制度に係る金額の算定、賦課、収納を行うためのシステム改修経費の計上	19,726	8,338	8,338	0

※ 人件費のみの補正と財源更生のみの補正は、本表に記載していない。

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
一般会計	都市計画課	7	4	3	土木費	都市計画費	建築総務費	民間建築物耐震診断改修	民間木造住宅耐震化補助金の申請件数増加見込みによる補助金の増額	27,519	5,000	3,750	1,250
一般会計	整備課	7	4	4	土木費	都市計画費	街路事業費	楽田桃花台線道路整備	道路改良工事での電柱移転補償金額の見直しによる補償金の増額	51,761	115	0	115
一般会計	環境課	4	2	1	衛生費	環境費	環境保全費	自然環境保全	希少種保護に関する講演会の講師謝礼及び希少種紹介看板の設置工事費等の計上	257,009	225	225	0
一般会計	産業課	5	1	3	農林業費	農業費	農業振興費	農業経営体育成支援	農地利用効率化等支援事業費補助金の計上	2,659	879	879	0

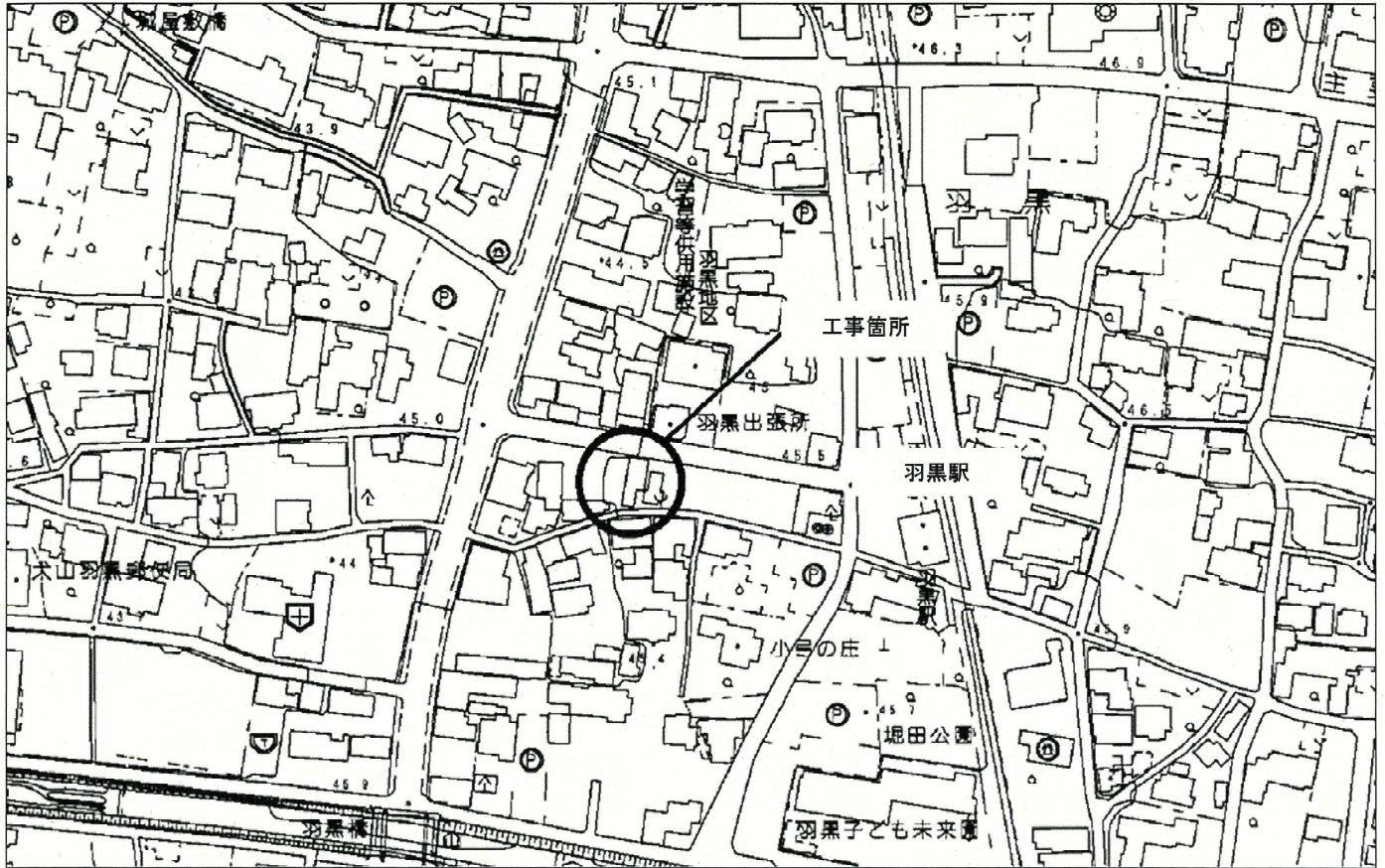
※ 人件費のみの補正は、本表に記載していない。

◎ 一般会計補正予算（第２号）に計上した主な事業

消防本部 消防総務課

《一般会計》	
○ 消防団第４分団駐車場整備事業(消防庁舎等営繕)	
	補正予算要求額 2, 1 2 2 千円
【補正理由】	
令和７年度当初予算要求以降となる、令和７年３月に消防用地として寄附された土地（消防団施設の隣接土地）について、消防団の駐車場として利用するため、駐車場整備に係る工事請負費の補正予算を計上する。	
【内容】	
所在地 犬山市大字羽黒字古市場３５番６	
更地の土地にアスファルト舗装工、区画線工、防護柵設置工等を実施し、駐車場として使用する。	
【効果】	
消防団施設に隣接する土地を駐車場として整備することで、出動などの消防活動時に団員の迅速かつ安全な集合ができる環境を整えることができる。	
なお、整備した駐車場は消防団だけではなく羽黒地区学習等供用施設等の利用者也使用する。	
【概略スケジュール】	
令和７年 ７月	入札
令和７年１２月	新設改良工事完了
令和８年 １月	供用開始
【要求額の積算内容】	
消防団第４分団駐車場整備工事	2, 1 2 2 千円

位置図



計画平面図



- ・車止め（上下式）N=4 箇所
- ・区画線設置（実線・白・W=15cm）L=5.0×5+2.5×3=32.5m
- ・舗装工 A=100.0-17.9×0.12=97.9 m²（約 98 m²）
- ・掘削 V=100.0×0.25=25.0 m³

市道羽黒東166号線

犬山市消防団第4分団

35-6 A=100.0m²

- ・張りコンクリート（t=10cm）A=3.0 m²
- ・ネットフェンス（H=800）L=17.9m
- ・地先境界ブロック L=1.8×8+1.5=15.9m

工事場所

所在：犬山市大字羽黒字古市場35番6

地目：宅地

面積：99.17 m²

市道羽黒東146号線

- ・ネットフェンス（H=800）L=6.0m

《一般会計》

○ 地域スポーツクラブ活動体制整備事業（学校教育一般管理、中学校部活動）

歳入：補正予算要求額 9, 1 2 2 千円

歳出：補正予算要求額 4, 7 9 3 千円

【補正理由】

休日に行う中学校の部活動を令和8年9月を目標に地域クラブでの活動へと完全移行するとして、現在は、種目ごとに拠点校に集まり、合同で部活動を行う「休日合同クラブ」として実施しているところである。

現状の取り組みが地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）に合致するため、令和7年1月31日付けで愛知県に対し事業計画書を提出し、令和7年4月8日に事業計画が認められる旨の連絡があったため、歳入補正予算を計上する。

また、令和8年9月に先行して、令和7年9月から地域クラブとしての活動が可能な種目については、受入団体が試行するための地域スポーツクラブ活動試行実施委託料を計上し、地域クラブとしての運営を開始する。

休日合同クラブとして継続する種目については、移行に向けて、教員ではない指導者の活動時間を増やすため中学校部活動指導者謝礼の増額、部活動用品を購入する消耗品費などを計上する。

歳入と歳出の差額である4, 3 2 9 千円は当初予算として認められた既決予算の財源とする。

【内容】

新たな歳出として、休日合同クラブ、地域クラブでの活動に必要な消耗品、試行で実施する地域クラブでの活動に対する委託料を計上する。実際の地域移行後の運営を試行し、スムーズな地域移行（中学生の受け入れ）が実施できるように進める。

地域スポーツクラブ活動試行実施委託料は、休日合同クラブと地域クラブの両方が活動している中で、種目による違いが大きく生じないようにするためであり、今回の実証事業の対象でもあることから実施していくものである。

※令和7年9月に地域クラブに移行する予定種目 軟式野球、サッカー、剣道

(次ページにつづく)

【効果】

今回の試行を実施し、部活動地域移行の実現に向けて前進する。

【その他】

令和7年度に実証事業を受ける近隣市町は、一宮市、江南市、扶桑町。

【概略スケジュール】

令和7年9月 すべての部活動を休日合同クラブに移行、可能な部活動から地域クラブ活動に移行

令和8年9月 すべての休日合同クラブを地域クラブ活動に移行

【要求額の積算内容】

＜歳入 9, 122千円＞

16.3.5 地域スポーツクラブ活動体制整備事業県委託金 9,122,599円

充当先	9.6.1 会計年度任用職員報酬等（保健体育総務費）	3,534千円
	9.1.2 学校教育一般管理	125千円
	9.3.2 中学校部活動	5,463千円

＜歳出 4, 793千円＞

9.1.2（学校教育一般管理）	部活動地域移行検討委員会委員報酬	+	29千円
9.1.2（学校教育一般管理）	部活動地域移行検討委員会委員費用弁償	+	9千円
9.3.2（中学校部活動）	中学校部活動指導者謝礼	+	1,800千円
9.3.2（中学校部活動）	消耗品費	+	1,000千円
9.3.2（中学校部活動）	地域スポーツクラブ活動試行実施委託料	+	2,450千円
9.3.2（中学校部活動）	部活動連絡アプリ使用料	△	495千円

《一般会計》

○ 希少種保護（自然環境保全）

補正予算要求額 225千円

【要求理由】

令和7年8月実施予定の、希少種保護に関する講演会等の開催にあたって必要な講演会に係る講師謝礼及び紹介看板設置費用、会場等借上料について補正予算を計上する。

なお、講演会等の開催については、令和7年度当初予算要求以降となる、令和7年3月に決定したもの。

【内容】

希少種保護に関する講演会の講師謝礼及び希少種の紹介看板設置工事請負費、会場等借上料

【その他】

かつて犬山市に生息していた絶滅危惧種の淡水魚「ウシモツゴ」について、平成13年頃から生息地の環境が悪化し、絶滅が危惧されたため、保護対策として、神奈川県東海大学等にて生息域外保全を行っている。

生息域外保全は、将来的には野生復帰させる手段であるが、現状、野生復帰できる環境が整っていない。そのため、野生復帰に向けた前段階で、犬山市内の企業等にウシモツゴの里親として、飼育をしてもらうことを検討。

令和6年度より調整を進めた結果、里親が2社見つかったため、今年度、当該企業内のため池等に、生息域外保全を行っているウシモツゴを放流する。放流に伴い、ウシモツゴや希少種を知っていただくいい機会と考え、希少種保護に関する講演会も併せて開催する。また、放流する池に紹介看板の設置を行う。

【概略スケジュール】

令和7年5月 環境フェア（環境イベント）にてウシモツゴの生体展示、里帰り企画紹介

令和7年6月 広報6月号・7月号にてウシモツゴ紹介

令和7年7月 講演会等の参加者募集

令和7年8月 ウシモツゴ里帰り放流（1社目：野外民族博物館リトルワールド）、講演会の開催、紹介看板設置

令和8年3月 ウシモツゴ里帰り放流（2社目：調整中）、紹介看板設置

（次ページにつづく）

【要求額の積算内容】

《歳出 225千円》

希少種保護に関する講演会 講師謝礼 52千円

希少種紹介看板設置工事請負費 63千円

会場等借上料 110千円

《歳入 225千円》

環境保全基金からの繰入 225千円

《一般会計》

○ 農地利用効率化等支援事業補助金（農業経営体育成支援）

補正予算要求額 879千円

【補正理由】

令和7年2月に国の令和7年度当初予算事業として「農地利用効率化等支援交付金」の要望調査があり、水稻を経営する市内認定農業者から1件の要望（米穀用乾燥機）があった。

県へ提出したところ、3月末に国から採択の内報通知があったため、今後、県を経由して市から対象者へ補助金を交付する必要があることから、補正予算要求する。

【内容】

国の「農地利用効率化等支援交付金」は、地域の中核となる農業の担い手（農業経営基盤強化促進法の規定による地域計画の目標地図に位置付けられた者）が、農地引受力の向上や経営改善に取り組む場合に必要な農業機械等の導入を支援する制度である。補助率は3/10で、上限額は1,500万円。

【効果】

国の支援制度活用による農業用機械の導入により、地域農業の担い手の農地引受力等が強化されることで、農業経営の規模拡大を促進し、地域内において耕作放棄地の発生抑制等の効果が期待される。

【概略スケジュール】

令和7年2月 市内認定農業者から市へ取組要望があり、市から県へ要望報告

令和7年3月 交付の内報

令和7年7月 交付申請、交付決定

令和8年1月 事業完了検査、補助金交付

【要求額の積算内容】

《歳出 879千円》

農地利用効率化等支援事業補助金 879千円

（対象事業費2,932,000円×3/10=879,000円（千円未満切捨））

《歳入 879千円》

経営体育成支援事業費県補助金 879千円

《人権擁護委員》

○ 人権擁護委員の推薦について（諮問第 1 号）

【趣旨】

人権擁護委員の岩田芳子委員の任期満了（令和 7 年 9 月 3 0 日）に伴い、「小島千枝」氏を推薦するにあたり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の意見を求めるもの。

【内容】

新任者として、

住 所 [REDACTED]

氏 名 小島 千枝（こじま かずえ）

生年月日 [REDACTED]

委員の任期については委嘱の日から 3 年間